

別表 1 騒音規制法による特定建設作業及び、県条例による指定建設作業

		建設作業	作業内容
騒音規制法による特定建設作業	福島県生活環境の保全等に関する条例による騒音指定建設作業	くい打機、くい抜機又は、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん式、圧入式くい打くい抜機、くい打機をア - スオ - ガ - と併用する作業を除く。
		びょう打機を使用する作業	
		さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。
		空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の電動機をも用いるものであつて、その電動機の定格出力が15kW以上のものに限る。ただし、さく岩機の動力として使用する作業を除く。
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントにあつては、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 アスファルトプラントにあつては、混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
		バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
		トラクタ - ショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
		ブルド - ザ - を使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る